

たが、本稿は企業の社会的責任のなかに行政の理念である全体社会性＝公共性を見いだすことができた。

最後に、現代的経営理念としての企業の社会的責任の制度化を取り上げたが、本稿はそれを「企業倫理」とした。それは、責任が倫理性を、倫理が社会性をもつていてあるからである。かかる理由から取り上げた企業の社会的責任の制度化としての企業倫理は、三つの実践から成っていた。すなわち、まず企業行動において遵守すべき基本的基準＝規範の制定、ついで制定された規範の遵守をチェックするための組織の確立、最後は制定された規範についての教育（研修）の組織化であった。

かくて、今日みられる「企業の社会的責任」は「経営の行政化」現象であり、これは「経営・行政融合」を意味するものである。それゆえ、経営と行政は融合しているという命題は真であり、「経営・行政融合論」が成立するのである。

2 今後の研究課題

今日、経営の行政化が進行していると同時に、行政の経営化もまたとみに進んでいる。行政の経営化とは、行政に経営の理念が導入され制度化されることをいう。従来、行政行動の対象ないし行政の守備範囲として少しも疑われなかつたものが、いまでは経営行動の対象ないし経営の守備範囲としてあたかも自明のように取り上げられるようになってきてている。したがって、今後、行政の経営化現象を研究しなければならないが、この問題については、別稿「行政・経営融合論——行政の経営化——」において検証する。

(1) 手島孝『総合管理序説』(有斐閣、一九九九年)。

- (12) 同右・一五〇一六頁。
- (13) J. W. Anderson, Jr. 著、百瀬恵夫監訳、前掲書一二頁。
- (14) 占部・前掲論文七七頁。
- (15) 鈴木辰治『企業倫理・文化と経営政策——社会的責任遂行の方法——』(文眞堂、一九九六年) 一三一頁。
- (16) 田中・前掲書二三四頁。
- (17) 参照、宮坂・前掲書(第七章「モラル意識の高揚に向けて——ビジネス倫理(学)は教えられるのか——」) 一〇六~一一八頁。
- (18) 水谷・前掲書一六一頁。

四 まとめと今後の研究課題

1 まとめ

政治と行政の一元化現象についての学術理論が「政治・行政融合論」といわれるから、このひそみに倣つて経営と行政の一元化の事象について研究する本稿のメイン・タイトルを「経営・行政融合論」、そしてサブ・タイトルを「経営の行政化」とした。このような論稿は、本稿が嚆矢ではなく、その基本的な方向ないし基礎的な理論枠組はすでに手島孝によつて指示ないし構築されている。⁽¹⁾

本稿の作業の第一は現代の経営理念の探究であったが、本稿はそれを「企業の社会的責任」に求めた。企業がその本来の目的である経済的利潤を追求する過程において、肥大し大規模化した企業は社会に重大な影響を及ぼすから、この影響を受ける社会に応答しなければならず、この応答責任を企業の社会的責任とした。

ついで、現代の経営理念としての企業の社会的責任が、経営の行政化の標識となる理論的根拠を探ねる作業であつ

- (1) 藤田藤雄『日本における「責任の概念」——日本の経営の本質——』（白桃書房、一九九一年）一一八頁。
- (2) 高田馨『経営の倫理と責任』（千倉書房、一九八九年）序文一頁。なお本書については、福岡大学の好意により同図書館所蔵本を披見した。
- (3) 中村瑞穂『企業倫理と日本企業』（『明大商学論叢』第八〇巻第三・四号、一九九八年）一七二～一七三頁。
- (4) 宮坂純一『ビジネス倫理学の展開』（晃洋書房、一九九九年）一一〇六頁。
- (5) 和辻哲郎『人間存在の倫理学』（京都哲学撰書第八巻、燈影舎、二〇〇〇年）一二二頁。
- (6) 宇南山英夫・小倉一郎監修『企業倫理と会社不正』（東京経済情報出版、一九九六年）一四〇頁。
- (7) 水谷・前掲書一四八頁。なお、企業倫理の実践に関する研究に、田中宏司『コンプライアンス経営——倫理綱領の策定と実践——』（生産性出版、一九九八年）があり、同書においてアメリカおよび日本における企業倫理の実践が詳細に紹介されている。
- (8) 参照、水谷・前掲書四二二頁。
- (9) 一九九六年二月一七日の「経団連企業行動憲章」の「一〇原則」は、次のとおりである。
- ア 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。
 - イ 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
 - ウ 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
 - エ 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し自主的、積極的に行動する。
 - オ 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
- 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
- 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。
- ケ 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。
- コ 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。
- なお、この「経団連企業行動憲章」の特徴点などについては、参照、田中・前掲書一三九～一四八頁。
- (10) CSKの好意により、同社から憲章等の貴重な資料をいただいた。記して感謝する。
- (11) 中谷・前掲論文一九頁。

行動憲章の遵守のチェック機能は果たすべき諸機能のうちの一つに過ぎず、企業倫理への対応が十分にできない怨みなしともいえない。既存組織型の場合、「①社内のみならず外部から見て企業倫理担当部署がはつきり認識できること、②事業活動、業務運営を通じて、倫理綱領、行動規範等に基づく監視・指導を行ない、実効を挙げることができること、③方が一にも、不祥事が発生した場合、緊急対策を講ずることができる」との三點が重要である」ことはいうまでもなかろう。とまれ、いずれのタイプによるかは、当該企業の置かれた状況によって異なつてこよう。

(二) 教育(研修)の組織化

企業倫理の第三の実践は、企業行動憲章についての教育(研修)である。⁽¹⁷⁾たとえば、CSKは企業行動憲章とその具体化である役員社員行動基準の制定に伴って、これらを知らせ理解させるための仕組みとして職務階層別研修や新人研修を行っている。そのための教材として同社は企業行動憲章の各項目⁽¹⁸⁾とに発生すると予想される事例とそれへの対応を記した『CSK役員社員行動基準ガイドブック』を作成している。同社のガイドブックは憲章の各項目について詳細に解説している。たとえば、前述憲章の第七項目は「環境に対する心構え」であるが、これを知らせ理解させるために作られたガイドブックでは次のようになっている。

まず、発生すると予想される具体的なケース、たとえばゴミの分別を取り上げ、ついでこの事例への対応を結論として示し、最後に対応の意義や効果について解説している。すなわち、ガイドブックではケース→結論→解説という順序で作成されている。

以上 の方法で、CSKは企業倫理について教育(研修)を行っているが、この方法は適切であると思われる。憲章や基準は抽象的な規範であるので、これらについては「たんに抽象的レベルで理解させるだけでなく、具体的な理解の増進を図るべき」であるからである。

おける位置づけは、経営理念→憲章→基準→社内規程規則となっている。

(1) チェック組織の確立

企業の社会的責任の制度化としての企業倫理は二つの実践から成っているが、その第一の実践は制定された企業行動憲章が企業の構成員によって遵守されているか否かをチェックするための組織の設置である。チェック組織の設置は二つに類型化することができる。鈴木辰治は、チェック組織を「①既存の組織構造を前提として、その内部に倫理的問題を委任するために設置された特殊な制度＝社内制度、②既存の組織的な権限構造とは無関係に、その外部に倫理的問題を委任するために設置された特殊な制度＝社外制度」の二つに類型化するが、拙稿にいう二類型は鈴木のいう二類型のうちの前者の類型すなわち社内制度を細分化したものである。

一つは、企業行動憲章の遵守をチェックするために、社内に新たに組織を設ける場合である。これを新設組織型と呼ぶことにする。たとえば、日本電気株式会社はNEC行動規範を制定し、これに違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った従業員が上司を経由し、または直接に相談できる組織（「経営監査本部」）を設けているが、このような場合が新設組織型である。

いま一つは、既存の組織、たとえば人事部や法務部などに企業行動憲章の遵守のチェック機能を担当させる場合である。これを既存組織型と呼ぶことにある。たとえば、CSKは企業行動憲章の遵守をチェックする機能を既設の「経営会議」や「TMM」（Top Manager Meeting）に担わせている。

以上、企業行動憲章の遵守をチェックするための組織を取り上げた。新設組織型は企業の倫理に対する積極的な取り組みをみてとる」ことができるが、しかしながら、これには新設組織の位置づけや他の組織との関係などの問題がある。これに対し、既存組織型の場合には、新設組織型の場合のような問題は生じない。しかし、この場合には、企業

以上一二条がCSK企業行動憲章である。企業の社会的責任は「経営者が自ら経営者としての職務を遂行している当該個別企業を維持・発展させる責任」⁽¹¹⁾としての職務責任（個別企業的責任）を果たす過程で生じる社会的問題に応答する責任であるから、CSK企業行動憲章にみられるような環境問題への対応などは企業行動の社会的影響の増大によって生じる問題に応答するものである。したがって、これは企業の社会的責任の具体的遂行である。アンダーソンによれば、企業の社会的責任は三つの分野、すなわち「諸法令に従うこと、道徳的・倫理的諸基準を決定し、それらを遵守すること、社会貢献的行為」から成っている⁽¹²⁾。また、占部都美は企業の社会的責任の具体的な内容として「(1) 公害防止・環境改善 (2) 地域社会住民の福祉への協力 (3) 国民社会福祉への貢献 (4) 消費者利益の保護 (5) 従業員の福祉や生きがいの要求の充足」などを挙げている⁽¹³⁾。このように、企業は行動憲章を制定し、社会的責任の遂行（＝企業倫理の実践）を図りしている。

CSK企業行動憲章は、さらにCSK役員社員行動基準によって具体化される。後者の行動基準は前者の行動憲章をうけて、CSK役員および社員が具体的に行動する際の基準を定めたものである。たとえば、CSK企業行動憲章は、「環境に対する心構え」として「事業活動を通じて、環境問題への対応及び省資源・省エネエネルギーの達成に向けて努力」することを謳っているが、この条項をうけて作成されたCSK役員社員行動基準では四項目に具体化されている。すなわち、「省資源・省エネエネルギーに配慮し、無駄な費用は抑え、常にコスト意識を持って行動しなければならない」こと、「社員一人ひとりがリサイクルの意識を高め、省資源に努めなければならない」こと、「省資源・省エネエネルギー、環境保全等の環境問題に常に配慮して、業務に取組んでいかなければならない」こと、「会社の財産である資産は、大切に使用するとともに、有効活用しなければならない」ことである。

このように、CSK企業行動憲章が上位規範、CSK役員社員行動基準が下位規範となる。憲章と基準のCSKに

へ貢献すること)

エ 顧客に対する基本行動（サービス精神に則り、顧客に対して高品質なサービスの提供を目指すために、契約を遵守し、技術を磨き、信頼を獲得すること）

オ 株主等への情報開示（株主をはじめとする顧客・取引先等に対して積極的かつ適法・適正に企業情報を開示すること）

カ ネットワーク社会での取組み（ネットワーク社会の牽引役として、事業の拡大を通じてネットワーク社会のさらなる拡大を図っていくこと）

キ 環境に対する心構え（事業活動を通じて、環境問題への対応及び省資源・省エネルギーの達成に向けて努力すること）

ク 反社会的勢力に対する取組み（市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決していくこと）

ケ 贈答・接待の取扱い（官公庁への「贈賄行為」はもとより、民間企業に対しても一般的なビジネス慣習を逸脱した贈答・接待を一切行わないこと）

コ 職場環境に対する取組み（社員が最大限に力を発揮できる職場環境の実現を目指すこと）
サ 機密情報管理の徹底（企業の信用維持のため、経営情報・技術情報・営業情報・顧客情報等の機密情報管理の徹底を図ること）

シ 知的財産に対する取組み（知的財産の価値及び重要性を認識し、第三者の知的財産を侵害しないよう配慮とともに、CSKの知的財産を積極的に確立し、活用していくこと）

ついで、企業行動の掲るべき基準としての企業行動憲章が、規範として機能しているか否かをチェックするための組織を整えることである。

最後に、企業の行動規範としての企業行動憲章は、事前に知り理解されなければ、その本来の機能を果たさないから、これを事前に知らせ理解させるための教育（研修）の組織化である。

(一) 企業行動憲章の制定

わが国において、企業行動憲章の制定は、社団法人「経済団体連合会」（以下「経団連」という。）が企業行動の見直しや自己規律を呼びかけるために一九九一年に発表した「企業行動憲章」を大きな契機としている。経団連のこの憲章は、五年後の一九九六年に改定されている。「経団連企業行動憲章」と題する改定の憲章は一〇の原則を掲げ⁽⁹⁾、経団連に加盟する会員企業はこの憲章の精神を企業の具体的行動として実行することを申し合わせている。この申し合わせをうけて、各企業はそれぞれ憲章を制定するようになっている。本稿では、「株式会社CSK」（以下「CSK」という。）を具体例として取り上げる。⁽¹⁰⁾

CSKは、一九九五年に「CSK企業行動憲章」（CSK's Principle of Business Conducts）を制定する。これは、会社としての倫理・法令等にもとづく基本的な行動基準を成文化したものである。CSK企業行動憲章は一二条から成っている。

ア 法の遵守（法と国際ルールを遵守し、社会的良識をもって行動すること）

イ 健全な事業活動（事業活動を行う上で、公正・自由な競争を促進し、政治・行政・顧客・取引先等との健全かつ正常な関係を保持すること）

ウ 社会への貢献（情報サービス産業の発展を通じ、社会の一員としての役割と責務を担い、適正に行動し、社会

企業倫理を区別する学説がある。すなわち、「企業倫理に対する日本での意識の現状に特徴的なことは、企業倫理とその隣接領域に属するいくつかの概念とのあいだの区別がいまだ明確ではない」とし、「企業倫理」は「経営哲学」、「社会的責任」および「経済倫理」と区別されなければならない。⁽³⁾ また、「ビジネス倫理学は、大きな流れとしては、……『社会的責任』論の延長上に存在するとも言えないことはないであろうが、より正確に言えば、ビジネス倫理学は、『社会的責任』ができなかつたこと（すなわち、社会、したがつて、企業の在り方を⁽⁴⁾ 800Dな方向に変えること）を日指して生まれたものであり、その点で、『社会的責任』論とは、『一線を画する』学問である」という。

しかし、「経営哲学」と「経済倫理」はおくとしても、企業の社会的責任から企業倫理を除外し、企業の社会的責任を論じることは責任の本質的属性を考慮しないことのようにおもわれる。また、和辻哲郎によれば、「倫理」は「個人的主観的道徳意識」と区別され、「人間共同態の存在根拠として、種々の共同態に実現せられるもの」である⁽⁵⁾ から、本来、社会的なもの、それゆえ企業の社会的責任を企業の倫理的責任と言い換えることも可のようにおもわれる。さらに、「……企業の社会的責任は同時に社会的義務を意味し、そして義務意識が道徳意識を成立させるのであるから、企業の社会的責任は、企業倫理の問題にほかならない」⁽⁶⁾ からである。

したがつて、本稿においては、企業倫理を企業の社会的責任の制度化として取り上げることにする。

2 企業倫理の実践

企業の社会的責任の制度化としての企業倫理は、三つの実践から成っている。⁽⁷⁾

まず、企業倫理は組織体としての企業がふみ行うべき道であるから、企業行動の基本的な基準または企業の構成員が日常の業務遂行において遵守すべき基本的事項の成文化、いわゆる企業行動憲章を制定することである。⁽⁸⁾

(21) 手島孝『総合管理学序説』(有斐閣、一九九九年) 一二〇一四頁。

(22) 水谷雅一『経営倫理学の実践と課題——経営価値四原理システムの導入と展開——』(白桃書房、一九九五年) は「企業における従業員の雇用と処遇における“人間らしさ”の実現を追求する原理」(四一頁)としての「人間性原理」と「企業の社会との関わりにおける配慮と貢献を促進し追求する考え方であり、社会的存在としての企業の社会における在り方に関する原理由」(四一頁)としての「社会性原理」を結合させ、それを「経営公共性」と呼んでいる。水谷によれば、「経営公共性」は従来しばしば企業の社会的責任論などに登場する『企業イコール社会的公器』説に近いコンセプトであって、元来、企業が私的財産をベースに運営されているとはいえ、社会的存在である以上は、「公に」つまり「社会的に」認知されている存在であるから人間性や社会性を重視し、「公器」としての使命と役割を担うべきだという思想」(五一二頁)である。これは、経営に公共性を認める学説ということができる。

三 企業の社会的責任の制度化

1 企業の社会的責任の制度化としての企業倫理

経営の行政化の標識は、企業の社会的責任に求められる。これが、経営の指導理念として経営に導入された。それでは、経営理念としての企業の社会的責任は、どのような方法で遂行されているのであるか。

企業の社会的責任の性質は、行政的であるとともに倫理的でもある。「責任の本質は良心とも関連するから、倫理性を持つ」⁽¹⁾のである。このことは、自然人としての個人の責任についてばかりでなく、法人としての企業の責任についても等しくあてはまる。したがって、「経営倫理学は、「企業の」社会的責任論の不可欠の構成要素となり「企業の」社会的責任論の全体を再構成すると理解できる」⁽²⁾し、また理解しなければならない。

このように、企業倫理は企業の社会的責任の性質から演繹的に出てくるが、経営学のなかには企業の社会的責任と

- (1) 櫻井克彦『現代の企業と社会——企業の社会的責任の今日的展開——』(千倉書房、一九九一年) 六五頁。
- (2) 同右・六五頁。
- (3) 同右・六六・六八頁。
- (4) 同右・六六頁。
- (5) 高柳曉・飯野春樹編『経営学（1・総論）』(新版、有斐閣、一九九二年) 一七三・一七四頁。
- (6) 同右・一七四頁。
- (7) 櫻井・前掲書六八・七〇頁。
- (8) 高柳曉・飯野春樹編・前掲書一七五・一七六頁。なお参考、中谷哲郎「経営者の個別企業的責任と『社会的責任』——株式会社企業再検討の意義と限界——」(日本経営学会編『企業の社会的責任』第四五集、一九七五年) 一五・一六頁。本書については、熊本学園大学の好意により同図書館所蔵本を披見した。
- (9) 参照、中谷・前掲論文一九頁。
- (10) 高柳曉・飯野春樹編・前掲書一七一・一八五頁。なお参考、占部都美「企業の社会的責任にたいする経営学的接近」(日本経営学会編『企業の社会的責任』第四五集、一九七五年) 七七頁。
- (11) 櫻井・前掲書一二一・一二三頁。
- (12) 同右・一三三・一四三頁。
- (13) 同右・一四三・一四九頁。
- (14) たとえば参考、J. W. Anderson, Jr. 著、百瀬恵夫監訳、伊佐淳・森下正訳『企業の社会的責任』(白桃書房、一九九四年) 第九章・二二五・二三九頁。
- (15) たとえば参考、鈴木幸毅『環境問題と企業責任——企業社会における管理と運動——』(中央経済社、一九九二年)。
- (16) たとえば参考、醍醐聰『政治献金の会計監視』(内橋克人・奥村宏・佐高信編『企業活動の監視』岩波書店、一九九四年) 一二三・一二五頁。
- (17) 高柳曉・飯野春樹編・前掲書一七二頁、中村常次郎・高柳曉編『経営学』(第三版、有斐閣、一九八七年) 九二・九三頁、土屋守章『擬制的法人の社会的責任』(日本経営学会編『企業の社会的責任』第四五集、一九七五年) 五一頁。
- (18) 足立忠夫『責任論と行政学』(辻清明編集代表『行政学講座』第一巻、東京大学出版会、一九七六年) 一二六頁。
- (19) 同右・二二六頁。
- (20) 田村徳治『行政學と法律學』(弘文堂書房、一九二五年) 六四頁、辻清明『行政学概論』(上巻、東京大学出版会、一九六六年) 四二頁、手島孝『現代行政國家論』(勁草書房、一九六九年) 一九頁。

て、「責任ということばは、元来、行政学的文脈で語られたといわなければならないであろう」（傍点・渡邊榮文）。（¹⁹）

責任ということばが、元来、「行政」（パブリック・アドミニストレーション）学的文脈で語られたならば、責任ということばは、その出自から、行政性を帯びていることになる。すなわち、責任ということばは、生まれながらの行政性である。

このように、責任の属性が行政的なものであるならば、つぎに、行政の属性が明らかにされなければならない。

(一) 行政の属性

行政は公共事務の管理・実施とされ、公共事務は「社会全体に共通の利害にかかり、あるいは、そのようなものと擬制されて、社会全体の負担で行われる事務」と定義される。この定義にみられるように、行政のかかわる利害は社会の全体にかかる利害であって、社会の部分にかかるそれではない。これは、行政行動の影響が社会全体に及ぶことを意味する。したがって、行政の属性は全体社会性であって、けつして部分社会性ではないのである。

(二) 企業の社会的責任の属性

企業の社会的責任を登場させた背景には、前述のとおり、企業行動の社会的影響の増大があった。それは、企業行動が確かに社会全体の負担では行われないが、ひとり部分社会ないし個人の利害にだけでなく、全体社会のそれにかかるわっているからである。このことは、企業行動と行政行動の同質性を意味するものである。それゆえ、企業の社会的責任は行政的属性を帯びてことになる。

以上、(一)、(二)および(三)での検討をするに、企業の社会的責任のなかに行政の属性と目される全体社会性＝公共性を見いだすことができるから、企業の社会的責任は経営の行政化のメルクマールとなりえるのである。

転や閉鎖や縮小は地域社会に少なからぬ影響を及ぼすのである。⁽¹²⁾ 政府は企業に対し大きな影響を及ぼしているが、企業もまたその利益実現を求めて政府に大きな影響を及ぼしている。⁽¹³⁾

このように企業は消費者に、⁽¹⁴⁾ 地域社会に、⁽¹⁵⁾ 政府に大きな影響を及ぼしているのである。これを実証するのが、そのリアクションとしての消費者問題であり、⁽¹⁶⁾ 環境問題であり、⁽¹⁷⁾ 政治献金問題である。したがって、企業の社会的責任の登場の背景には、企業行動の社会的影響の増大がある。企業行動の社会的影響の増大によって、企業が派生的影響を消費者に、地域社会に、政府に及ぼすとき、企業はそれに応答しなければ企業の存在が社会的に正当化されなくなる。応答責任が企業の社会的責任であり、この企業の社会的責任こそが現代的経営理念なのである。

3 企業の社会的責任——経営の行政化の標識——

企業の社会的責任が現代の経営理念であるとしても、なぜ、それが経営の行政化の標識となるか。もし企業の社会的責任のなかに行政の理念を見いだすことができないならば、企業の社会的責任は経営の行政化の標識とはなりえないものである。

(一) 責任の属性

行政学者・足立忠夫は、責任ということばの出典とその字義を詳細に探究し、そこから責任ということばについて注目すべき二点を指摘する。「第一は、責任ということばが、帝王の統治と不可分的に語られ、しかも、帝王の統治は不可避的に統治の対象である人民から区別される臣下の集団が構成する階級制的事務組織、すなわち、官僚制に依存せざるをえないという事実を含蓄しながら語られている点」と、「第二は、責任の問題は、帝王が任事者に事務を委任するところから発生し、帝王が任事者を制裁ないしは処罰するところで完了するということ」である。⁽¹⁸⁾ したがつ

当該体制自体に由来するものであり、企業の責任に帰せられるものではないということになる。⁽⁵⁾ 伝統的経営理念における企業の責任は、良質安価な製品を供給し、雇用の機会を保障し、配当利益を確保することにある。⁽⁶⁾

これに対し、現代的経営理念は、企業経営の動機を経済的利潤に求めながらも、これに終始することなく、公共の利益に配慮するという考え方である。⁽⁷⁾ ここには、企業の社会的責任が強調される。したがって、現代的経営理念は企業の社会的責任を意味する。この理念の論理的帰結は、企業がそれに課せられた本来の機能（＝職務責任）を遂行する過程で社会に対し派生的な影響を及ぼすとき、この派生的影響を受ける者に応答しなければならないということである。⁽⁸⁾ したがって、現代的経営理念における企業の責任は本来の職務責任を果たすこと以外に、派生的影響に対しても応答する責任（＝応答責任）をも負わなければならないのである。企業の社会的責任は、応答する新しい責任である。⁽⁹⁾ 企業の社会的責任ということばは、企業に課せられた本来の役割を果たす義務にとどまらず、この義務遂行の過程で生じる問題に応答することと定義することができる。⁽¹⁰⁾

以上を図式化すれば、伝統的経営理念＝職務責任、現代的経営理念＝職務責任+応答責任である。

2 伝統的経営理念から現代的経営理念へ

企業の経済的利潤追求を最高善とする伝統的経営理念から公共の利益にも目配りする企業の社会的責任を強調する現代的経営理念への転換は、いかなる理由によるものであろうか。

現代の企業は、ひとりその所有者と従業員に対してのみならず、消費者、地域社会、政府に対しても大きな影響を及ぼしている。⁽¹¹⁾ 消費者は企業の提供する財やサービスに大きく依存し、それなしには生存を維持することができないのである。地域社会は企業の受け入れや労働力を提供するとともに、企業に経済的に大きく依存しており、企業の移

本稿を「経営・行政融合論——経営の行政化——」と題し、以下のように構成する。

まず、経営の行政化の標識を探索する。ここに経営の行政化とは、経営に行政の理念が導入され制度化されることをいう。本稿はそのメルクマールを「企業の社会的責任」の観念に求め、これが経営の指導理念として経営に導入されたことを論証する。

ついで、この理念の制度化、すなわち企業の社会的責任の制度化を取り上げる。ここに理念の制度化とは、基本的な考え方や価値が組織や手続のなかに用いられ、それが人々の行動や思考を規律することをいう。本稿は「企業倫理」を企業の社会的責任の制度化ととらえる。

二 行政理念の導入

1 二つの経営理念——伝統的経営理念と現代的経営理念

企業もしくはその主体としての経営者の社会観・経済観・企業観・企業経営観等の総体としての経営理念は、二つに類型化することができる。⁽¹⁾すなわち、一つは伝統的経営理念であり、いま一つは現代的経営理念である。前者の経営理念は古典的理念あるいは利潤倫理ともいわれ、後者の経営理念は専門経営者的理念あるいは社会的責任倫理ともいわれる。⁽²⁾

伝統的経営理念は企業経営の動機を経済的利潤に求め、したがってその目標を利潤追求とし、これに専念することが社会的に利益をもたらすという考え方である。⁽³⁾ここには、企業の経済的利潤追求の至高性があるのみである。この理念を論理的に展開すると、資本主義経済体制下での企業行動が社会に対し種々の問題を惹起するとしても、それは

経営・行政融合論

—経営の行政化—

渡邊榮文

—はじめに

- 一 はじめに
- 二 行政理念の導入
- 三 企業の社会的責任の制度化
- 四 まとめと今後の研究課題

経営の行政化が進行している。これまで経営関係は私的関係として取り扱われてきたが、今日では公的関係として取り上げられるようになってきている。

このような現象は経営（ビジネス・アドミニストレーション）と行政（パブリック・アドミニストレーション）の一元化、すなわち経営と行政の融合とみることができる。このことを日本において検証しようとおもう。したがって、